

令和 5 年 2 月 1 4 日
保 育 部

私立認可保育園における虐待（不適切な保育）及び区の対応、
並びに組織改正について

1 私立認可保育園における虐待（不適切な保育）及び区の対応について

（1）公表についての経緯

今回の件は、区が直接当該園に関与して保育士のヒアリングを行い、虐待行為を把握したが、①特定の保育士の行為が疑われており、法人が当該保育士を保育から外し、子どもたちの安全性が保たれていたこと、②法人が主体的に事実確認をすすめ再発防止に向けて取り組んだことなどから、公表を見合わせるという判断をした。

しかしこの間、他自治体で保育施設における虐待行為が問題視されている中、本件についても、園名をふせて公表すべきであったと反省している。

（2）虐待案件の公表についての考え方

今後は、園名を除く、行為の内容、園が講じた対応策などを、年に 1 度、「児童福祉審議会保育部会」（直近の開催予定：令和 5 年 3 月 2 2 日）に報告し、意見を求めることとする。審議会資料とあわせて審議会の際にいただいた意見についても子ども・子育て会議へ報告することとする。

また、①子どもの命に関わるような重大事故、②著しく子どもの心身や人権を侵害する虐待行為（特別指導検査に至るものを想定）、③区が改善・再発防止の取組みに重点的に関与する事案（区が直接ヒアリング調査などを実施するものを想定）については、園名を除き随時報告する。

（3）事案概要

別紙 1 のとおり

2 組織改正について

別紙 2 のとおり